

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月15日（金）16時から17時15分

2. 開催場所 瀬戸内町役場 3階 会議室

3. 出席委員 （10人）

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	田中	勝弘
	2番	碩	悟
	3番	岡野	正郎
	5番	元	克美
	6番	豊田	孝一郎
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4. 欠席委員 （0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定について

第3 議案第33号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第34号 農地法第5条の規定による意見決定について

第5 議案第35号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第6 議案第36号 非農地判断および非農地通知について

第7 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第8 報告第12号 農地の使用貸借の合意解約について

第9 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 瀬川卓三

農地農政係長 徳田和正

主査 西田大五郎

7. 会議の概要

事務局 お疲れ様です。定刻となりましたので、ただ今から平成29年第12回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いします。一同礼。ご着席下さい。

はじめに、堯会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶

事務局 本日の委員の出席は、全員出席ですので定数に達していることをご報告致します。それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は、堯会長にお願いしたいと思います。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名することにご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番委員、3番委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。本日の会議書記は、事務局職員に依頼いたします。日程第2の会期については、本日1日限りと致したいと思います。ご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議 長 それでは、日程3議案第33号1「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、8番委員より説明をお願いします。

8 番 議案第33号1「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。現地調査には、私と吉見推進委員と事務局から2人が立ち会いました。

土地の表示、瀬戸内町大字古志字浜田ノ二222番、畑2,060㎡、同じく字前田297番1、畑2,097㎡、同じく字仲田ノ一342番、畑108㎡、同じく字仲田ノ一346番、畑1,321㎡、同じく字仲田ノ一348番、畑265㎡、同じく字乙田625番5、畑327㎡の6筆6,178㎡です。譲渡人が瀬戸内町大字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏で、譲受人が瀬戸内町大字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏であります。理由は、贈与と受贈によるもので、対価はありません。経営規模等の詳細は以下のとおりであります。以上で説明を終わります。

議 長 只今、8番委員から説明が終わりました。

これに基づいてご審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

賛成多数でございますので、議案第33号1は原案のとおり可決致しました。

議長

同じく日程3議案第33号2「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、2番委員より説明をお願いします。

8番

議案第33号2「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。現地調査には、私と6委員と事務局から2人が立ち会いました。

土地の表示、瀬戸内町大字久根津又1285番1、畑712㎡、同じく1285番3、畑674㎡、同じく1286番1、畑704㎡、同じく1286番3、畑951㎡、同じく1288番1、畑912㎡、同じく1288番3、畑1,568㎡の合計6筆5,521㎡です。対価は〇〇〇〇円(10a当たり〇〇〇〇円)、譲受人は、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏、譲受人が、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏で、理由は売買です。以下経営面積等は下記をご覧ください。以上、ご審議よろしくをお願いします。

議長

只今、2番委員から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

賛成多数でございますので、議案第33号2は原案のとおり可決致しました。

議長

日程第4議案第34号の「農地法第5条の規定による意見決定について」を議案と致します。この案件については、3番委員より説明をお願いします。

3番

それでは、議案第34号「農地法第5条の規定による意見決定について」説明します。現地調査は、私と6番委員と事務局から2人が立ち会いました。

土地の表示、瀬戸内町大字嘉鉄字池田原472番1、畑347㎡の1筆です。譲受人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏、譲渡人、〇〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇氏、転用の目的は、一般住宅の建設、転用事由の詳細は、県外から移住して借家生活であるため、住宅を建設して永住したいため。転用の時期及び利用期間は、時期が平成30年2月～平成30年4月、利用期間は許可後永久です。資金調達計画は、総事業費：〇〇〇〇円（自己資金〇〇〇〇円）、付近の土地作物、家畜等の被害の防除施設の概要は、防除施設として、擁壁を設ける。申請地を転用することにより、付近の農地等に被害が発生しないように万全の措置をとるとんことです。以下添付書類をお目通し願います。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長

只今、3番委員から説明が終わりました。
これに基づいてご審議を行いたいと思います。
質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。
採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

賛成多数でございますので、議案第34号は原案のとおり可決致しました。
続きまして、日程5議案第35号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を事務局より説明をお願いします。

局長

議案第35号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」説明致します。9ページから願います。農業経営基盤強化促進法による利用権設定の農地利用集積計画の公告日は、平成29年12月28日を計画しております。内容については、畑2件3筆、貸し手2人、借り手2人で、その合計面積は2,606㎡となっております。個々に説明致します。12ページを願います。

整理番号46番、大字嘉鉄字城田532番、畑、面積1,100㎡の1筆です。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、賃貸借によるもので、存続期間

は3年間の拡大であります。

整理番号47番、大字嘉徳字上浜473番、畑、面積473㎡、同じく字前田704番、畑、面積747㎡、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、賃貸借によるもので、存続期間は5年間の拡大であります。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
ご審議よろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局から説明が終わりました。
これに基づいてご審議を行いたいと思います。
質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。
採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

賛成多数でございますので、議案第35号は原案のとおり可決致しました。

議長

続きまして、日程6議案第36号「非農地判断及び非農地通知について」を、事務局の方からお願いします。

事務局

議案第36号「非農地判断及び非農地通知について」説明致します。
各農業委員会には、農業委員会法第6条第1項の規定により、農地法等の法令が所掌されている。

【改正農地法で追加された農業委員会の主な役割】

1. 従来の任意の農地パトロールから全農地を対象とした年1回以上の利用状況調査を義務化
2. 従来、基盤強化法で市町村長の役割として設置されていた遊休農地所有者への是正指導を農地法に規定し農業委員会の役割に追加

【農業委員会の耕作放棄地解消の留意点】

1. 農地パトロール（利用状況調査）による現況と遊休農地所有者の意向把握
2. B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）と判定された農地の非農地化の早急な実施
3. A分類（再生利用が可能な荒廃農地＝農地法第32条第1項に規定する1号遊休農地）及び低利用農地（同2号遊休農地）の解消及び勝毛手続きの推進

- ※ 農地基本台帳と農地利用の現況にかい離がないよう利用状況の把握に努めることが求められ、また、非農地判断及び非農地通知の手続きにより、守るべき農地を明確化し、当該農地の有効利用促進を図る。
- ※ 平成 29 年 8 月～9 月に実施した農地パトロール（利用状況調査）の結果等を踏まえ、別添資料「非農地判断及び非農地通知一覧表（案）」により審議する。以上です。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思います。
質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

賛成多数でございますので、議案第 3 6 号は原案のとおり可決致しました。

議 長

続きまして、日程第 7 の報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を、事務局からお願いします。

事務局

報告第 1 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」報告します。

土地の表示、瀬戸内町大字嘉鉄字城田 532 番、畑 1,100 m²の 1 筆です。

通知者は、賃貸人、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏、賃借人、大字〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏です。貸借契約の内容は、農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借）、貸借期間：平成 27 年 3 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日、合意解約の合意が瀬率した日、合意による解約をした日は共に平成 29 年 11 月 15 日、農地の引渡しの時期は、平成 29 年 11 月 30 日で返還する理由は双方合意による解約です。

以上で報告を終わります。

議 長

只今、事務局から報告第 1 1 号が終わりました。続きまして日程 8 報告第 1 2 号をお願いします。

事務局

報告第 1 2 号「農地の使用貸借の合意解約について」届がありましたので報告致します。

土地の表示、瀬戸内町大字古志字浜田ノ二 222 番、畑 2,060 m²、同じく字前田 297 番 1、畑 2,097 m²、同じく字仲田ノ一 342 番、畑 108 m²、同じく字仲田ノ一 346 番、畑 1,321 m²、同じく字仲田ノ一 348 番、畑 265 m²、同じく字乙田 625 番 5、畑 327 m²の 6 筆 6,178 m²です。通知者、貸人が瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏、借人が瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏、貸借契約の内容は農業経営基盤強化促進法による利用権(使用貸借) 貸借期間:平成 27 年 7 月 1 日~平成 37 年 6 月 30 日で合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、農地の引渡しの時期は平成 29 年 11 月 30 日で、返還する理由は双方合意による解約ということです。以上で報告を終わります。

議長

報告は、終わりました。これは、報告で終わりたいと思います。
これより協議会に移りたいと思います。

事務局

- ・ 諸般の報告 別紙のとおり
- ・ 行事予定については、別紙のとおり
- ・ その他

議長

以上もちまして、第 1 2 回農業委員会総会を終了することに致します。

局長

ご起立をお願いします。
一同礼

閉 会 17 時 15 分

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成 29 年 12 月 15 日

署名委員

署名委員